（地方公務員法の一部改正）

第五条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「基かず」を「基づかず」に改め、同条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第七号中「外」を「ほか」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

（地方公営企業法の一部改正）

第六条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の見出しを「（剰余金の処分等）」に改め、同条第一項中「うめ、なお残額があるときは、政令で定めるところにより、その残額の二十分の一を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てなければならない」を「うめなければならない」に改め、同条第二項中「除くほか、」の下に「条例の定めるところにより、又は」を加え、「定めなければならない」を「、行わなければならない」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

4　資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

第三十二条第五項及び第六項を削る。

第三十二条の二中「うめ、なお不足があるときは、政令で定めるところにより、これを繰り越すものとする」を「うめなければならない」に改める。

第三十九条の二第一項中「これを企業団」を「以下「企業団」」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前項」を「企業団」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の一部改正）

第七条　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「定め、これを総務大臣に提出しなければならない」を「定めることができる」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「総合整備計画」の下に「において」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同条第五項中「前四項」を「前各項」に、「第一項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第一項」を「第五項」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「を定め、これを総務大臣に提出するものとする」を「（以下「都道府県計画」という。）を定めるように努めなければならない」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　都道府県知事は、都道府県計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

第三条第二項の次に次の三項を加える。

3　総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　整備を必要とする辺地の事情

二　その他総務省令で定める事項

4　市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第二項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。

5　市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

第五条中「第三条第一項」を「第三条第五項」に改める。

（石油コンビナート等災害防止法の一部改正）

第八条　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「指定地域都道府県防災計画」を「都道府県相互間地域防災計画」に改め、同条第二項中「防災計画」の下に「において」を加え、「次の」を「次に掲げる」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号及び第十六号を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　防災計画においては、第一項の特別防災区域に係る防災に関し、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　防災に関する調査研究に関すること。

二　特別防災区域内の公共施設の災害復旧に関すること。

三　その他災害の予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。

第四十六条第一項第一号中「第三十一条第四項」を「第三十一条第五項」に改める。

第三章　文部科学省関係

（学校教育法の一部改正）

第九条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

第四条第一項第二号中「幼稚園、」を削り、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二　市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第十三条に次の一項を加える。

前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合において、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

第四十条第二項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

第九十四条中「第四条第五項」を「第四条第四項」に改める。

第百三十三条第一項中「第十四条まで」を「第十二条まで、第十三条第一項、第十四条」に、「第十三条」を「同項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同条第二項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

第百三十四条第二項中「第四条第一項、」を「第四条第一項前段、」に、「第十三条」を「第十三条第一項」に、「第四条第一項中」を「第四条第一項前段中」に、「の区分に応じ、それぞれ」を「」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校と、」に改め、「市町村の設置する各種学校にあつては」を削り、「、私立の各種学校にあつては」を「又は」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

第百四十三条中「第十三条の規定（」を「第十三条第一項（同条第二項、」に改め、「含む。）」の下に「の規定」を加える。

（文化財保護法の一部改正）

第十条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

（へき地教育振興法の一部改正）

第十一条　へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「に従い」を「を参酌して」に改め、同条第二項中「、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五を超えない範囲内で」を削り、「に従い」を「を参酌して」に改め、同条第三項中「に従い」を「を参酌して」に改める。